

高松市立香南小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 28 年 4 月 1 日改定

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

平成 18 年度の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義されている。そして、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」と述べられている。

上記の考え方をもとに、本校では、すべての職員が、いじめの防止等は全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であるとする。いじめをなくすために、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立って生徒指導の充実を図ることで、児童が楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるという基本認識をもち、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

特に命の大切さについての指導を 6 月の 1 日授業参観日や道徳の時間等を活用して行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつことができるように、教育活動全体を通して指導を行う。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることと同じであると知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの構築

①横浜プログラムの実施と活用

横浜プログラムのアンケート（6 月、11 月）を実施し、児童の自尊感情や学級集団への満足度などを知ることができるようにしている。自尊感情や学級集団への満足度が低い傾向にある児童に対し、個別に声をかけたり、エンカウンターなどの学習を行ったりし、「自分は一人ではない」という気持ちをもてるようにしている。

②なやみ相談カード・いじめに関するアンケートの実施

学期当初になやみ相談カードを全員に記入させるようにしている。なやみがない子については最近がんばっていることなどを書くように促している。なやみ相談カードの実施により、最近気になっていることや直接言いにくいことなどを気軽に書けるようになってきており、早めに児童の悩みについて知り、解決の手立てを打つことができるようになった。教職員も相談カードなどをもとに子どもとの意図的なふれあいを大切に、児童の声にしっかりと耳を傾けることにより、児童理解に努めることができている。また、いじめに関するアンケートを、学期の中間に行い、いじめに対しての早期発見、迅速な対応、適切な指導ができるようにする。

③教育相談活動の充実

保護者に対して、月 1 回の教育相談日に教育相談を受ける希望を取り、時間や相談担当者、場所などを調整し、実施する。必要な場合には、担任から保護者へ働きかける。スクールカウンセラーは、児童や保護者や教員への相談活動を行うと共に、夏季休業中には教員対象に講話を行い、教員のカウンセリングの力を高める。

④ありがとうの日の設定

学校と家庭が連携して児童の道徳教育を推進する手だてとして「ありがとうの日」を月 1 回設定している。その日の取り組みの感想を児童が持ち帰って保護者に見てもらおうようにしてい

る。読んだ保護者はそれに対する感想を書いてもらい学校に提出する。学校は団だよりなどでそれらを掲載するようにしている。

⑤「なかま月間」（『強めよう絆月間』）

友だちのことを考えていく月間とし、各クラス、代表委員会での話し合いを行い、11月を重点指導月間として、人権・同和教育に関する内容に重点化した取り組みを行う。各クラスや委員会ごとに友だちとの絆がより深まるような活動を考え実践している。また、12月にはなかま集会を開いている。各学年がなかま月間で考えたことを発表し、全校生で絆を深めていけるようにしている。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 分かりやすい授業と居心地のよい学級づくり

特別支援教育の視点を加味し、すべての児童が、楽しく「わかる・できる」を目指したユニバーサルデザインの授業・学級づくりに取り組む。さらに、グループや全体の場で互いの思いや、多様な考えを伝え合い学び合うことで交流を深め、学びの共有による相互理解の促進を図る。

② ふれあい活動での異学年交流の充実

ふれあい活動を通して、上級生は下級生を思いやる心を育て、下級生は上級生に対する尊敬や感謝の気持ちを育てる。また、6年生には自分たちの班の活動を計画、運営していくことを通してリーダーとしての自覚と責任をもてるようにしていく。

③ 主体的な活動を支える委員会活動

自分たちの仕事を責任をもって自主的に行い、高学年として自覚を高め、自主性と社会性を養う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを構築する。

- ① 「いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導委員会や終礼、職員会の場において気づいたことを全職員で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様である旨を指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連絡を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携して問題解決にあたる。

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決を図ろうとしないようにする。
- ② 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

月に1回行う。構成員は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、各学年代表である。気になる児童や各学年の様子などについて周知、相談を行う。緊急性を要する事案についてはアセスメントに基づいた対応を協議する。それぞれの役割分担を決め、チームによる課題解決をめざす。

② 終礼での情報交換

毎週の職員終礼の後に、生活当番の交代を行っている。そこでは生活目標の反省と次週の目標の設定を行っている。また各学年の様子について情報交換も行い、次週に気をつけて見ていくべきポイントを整理し、児童の支援にあたるようにしている。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の適切な処置をとるとともに、校長・教頭に報告する。また、状況によっては「ケース会議」を開催し、敏速な対応を行う。「ケース会議」のメンバーは、【学校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係教職員等】としている。

5 重大事態対応フロー図

(いじめの疑いに関する情報)

いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行う。(関係教職員)
情報の共有(校長、教頭、生徒指導主事、学級担任)



(重大事態の調査組織の設置)

生徒指導委員会を設置する。(校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、関係教職員、養護教諭、SC等)
必要に応じて、必要な専門家(市教委、民生児童委員、子ども女性センター、香南地区民生委員等)を加える。



(事実関係を明確にするための調査の実施)

いじめ行為の事実関係をできるだけ網羅的に明確にする。
・アンケート(学年、全校等広く、いじめられた児童、保護者に結果の情報を提供する場合があります旨を調査対象の児童、保護者に説明する。)
・聞き取り(関係児童、保護者等)



(いじめを受けた児童およびその保護者に対しての情報提供)

事実関係について、情報を適切に提供(適時、適切な方法で、経過報告)
(場合によってはいじめをした児童や保護者に情報を提供する)



(調査結果を踏まえた必要な措置)

生徒指導委員会を開き、今後の対応について協議する。
それぞれの役割分担を決め、チームによる課題解決をめざす。
話し合った内容については、職員会議や終礼等で、全教職員に周知し、保護者との連携を図る必要のあることについては、学校だより等で依頼する。